

『宮城考古学』第22号 正誤表

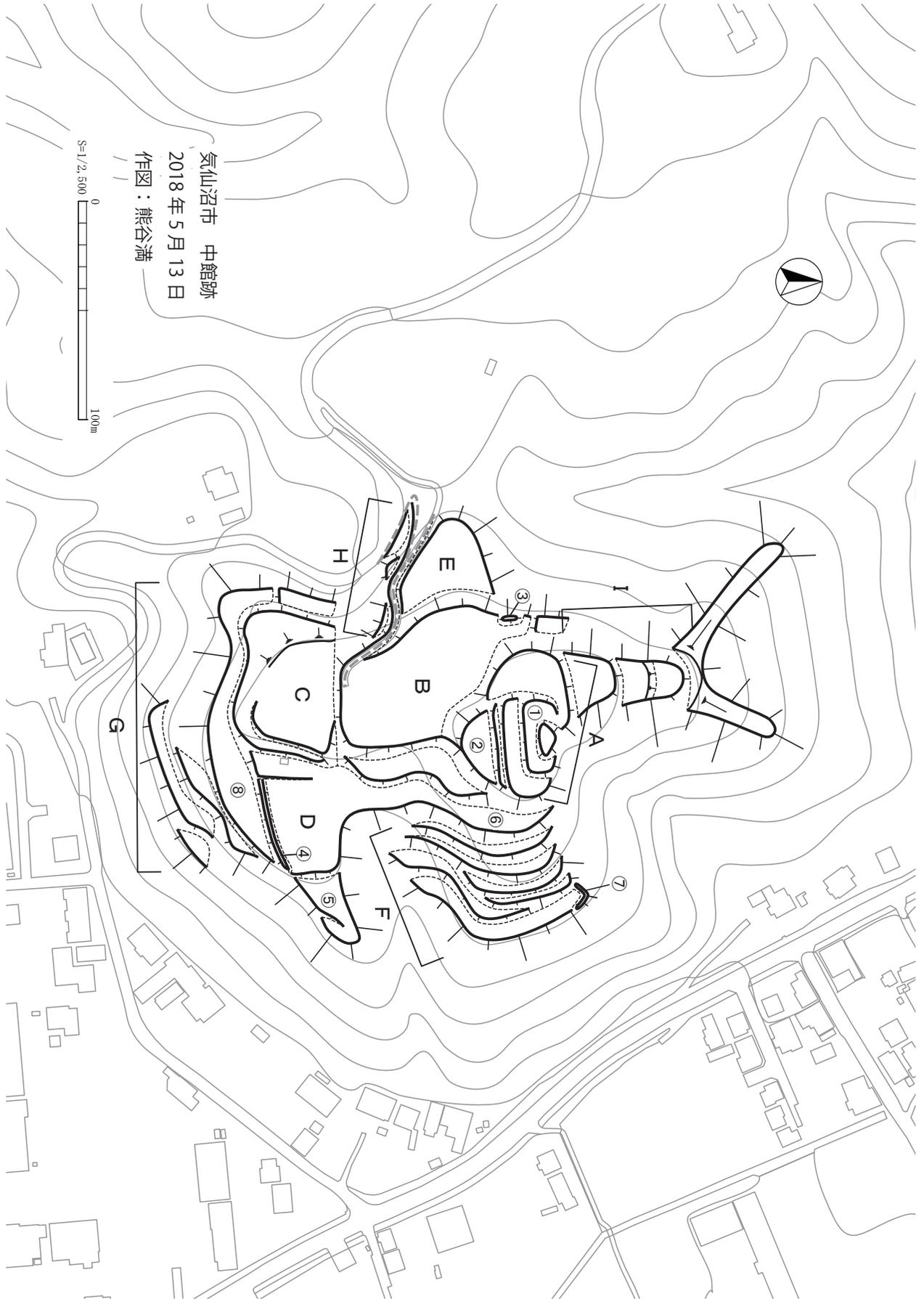
『宮城考古学』第22号において、会誌幹事会の不備により一部の執筆者校正が反映されていないなどの誤りがありました。また、「宮城県考古学会細則」について、令和元年5月の改正内容が掲載されておりませんでした。以下の通り訂正するとともに、執筆者・会員・読者の皆様に深くお詫び申し上げます。刊行遅延の件も含め、今後の会誌幹事会において編集体制および工程の見直しを図ってまいります。

宮城県考古学会 会誌幹事会

該当箇所	誤→正 (訂正内容)
p. 39 第11図	「西都原考古博物館所蔵」→「宮崎市教育委員会所蔵」
p. 39 第12図	「北方5号地下式横穴墓」→「下北方5号地下式横穴墓」
p. 39 第13図	「宮崎市教育委員会所蔵」→「西都原考古博物館所蔵」
p. 171 24行目	「(表中の塗りの部分)のうち、」→「(表中の塗りの部分)のうち、胆沢城I期前半と」
p. 172 7行目	「IIA期に掘立柱塀・二本柱」→「IIA期に目隠し塀がみられるが、同時期の3城と区画施設や門が共通すること、9世紀後半の政庁南門で目隠し塀が伴う例が他にないことからみて、I期と理解する方が自然であり、城輪柵を含む4城の政庁は、掘立柱塀や板塀・二本柱」
p. 179 7行目	「考えておきたい」→「考えておきたい」
p. 185 34行目	「吉田敦」→「吉田 敦 」
p. 187 18行目	「イ翟氏族」→「翟氏族」
p. 188 第3図	(別添のとおり訂正)
p. 189 32行目	「北西部端部の肩部」→「北西端の肩部」
p. 189 34行目	「本廓は」→「本郭は」
p. 191 10行目	「、いわゆる袖曲輪の様相を呈している」→(削除)
p. 192 第4図	「S=1/2,000」→「S=1/2,500」
p. 194 9行目	「袖1曲輪」→「袖曲輪」
p. 194 28行目	「郭A北西側」→「郭A北東側」
p. 194 31行目	「本城跡北西麓部」→「本城跡北東麓部」
p. 196 第5図	(別添のとおり訂正)
p. 200 17行目	「大きく変わるものではない」→「大きくかけ離れるものではない」
p. 200 19行目	「確認されてる」→「確認されている」

※行数はタイトル・執筆者名・図表を除き、見出し・空白行を含む。

p. 302 第6条	<p>(以下の条文を追加)</p> <p>3 遠隔地での刊行物頒布に関わる幹事等は、自宅または勤務地から用務地までの距離に対し、より低額の交通費実費を支給する。ただし、原則として2名までを限度とする。</p>
p. 302 第7条	<p>(以下の条文を追加)</p> <p>2 部会活動における外部からの会員外講師への旅費、会場費、印刷費に関しては、年額3万円を上限とし本会から補助する。</p> <p>3 この補助金の運用にあたっては、別に定める。</p>
p. 302 第10条	「総会は5月第3日曜日」→「総会は5月第3 土 曜日」
p. 302 附則	(追加) この細則は、令和元年5月11日から施行する。



第3図 中館跡遺構配置図



第5図 赤岩城跡、中館跡、月館城跡遺構配置図